

平成30年度市民税・県民税の申告が始まります

問合せ 市民税課 ☎(21)2266

受付期間 2月15日(木)～3月15日(木)

29年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得について計算し、税金の額を確定します。

申告書は市民税・県民税の課税資料のほか、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定資料として利用されます。申告がないと**適正な保険料**の算定ができないだけでなく、**市営住宅・児童手当・保育園などの手続きや、金融機関の融資など所得証明書等が必要な場合でも発行できなくなります。**

あなたの申告はどこです？ フローチャート

収入とは 売り上げや雑収入・家賃地代など・給料・生命保険など支払いを受けた一時金 など

収入から差し引かれる金額とは 収入のための必要経費、金額に応じた給与所得控除、支払いを受けた一時金のための保険料や掛け金など

所得 = **収入** - **収入から差し引かれる金額**

所得控除とは 社会保険料控除・扶養控除・生命保険料控除や医療費控除など所得から差し引かれる金額

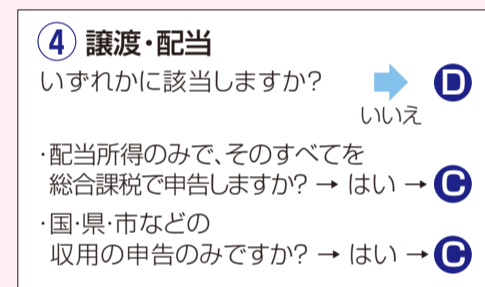
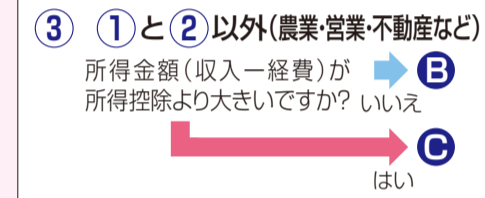
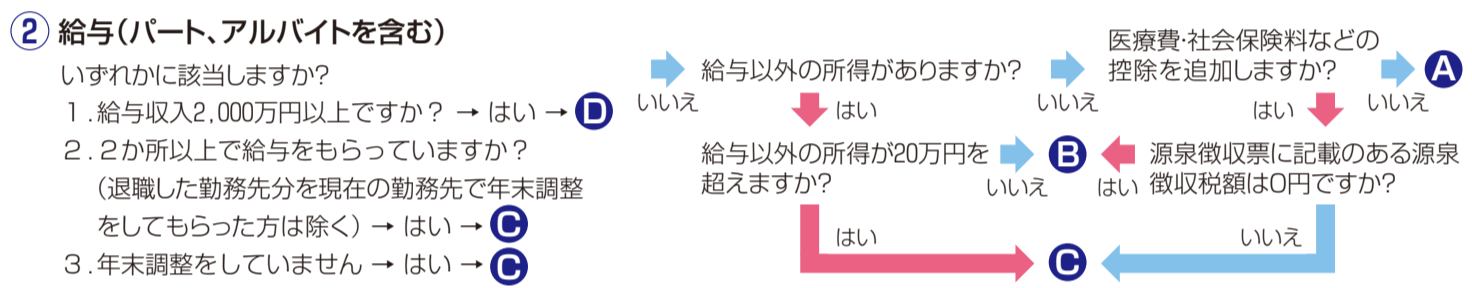
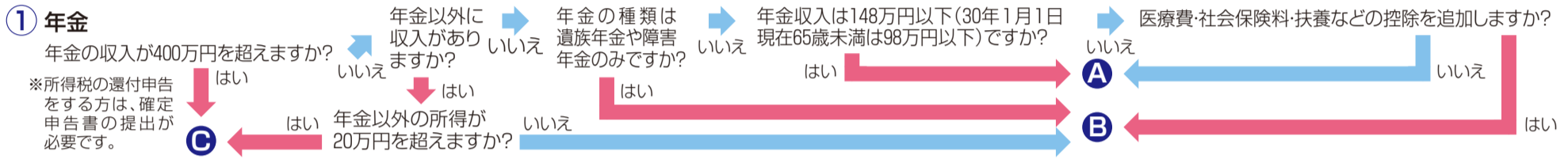
スタート

30年1月1日に栃木市に住居登録がありますか？
 はい → 30年1月1日に住民登録してある市区町村に、申告が必要か確認してください。
 いいえ → 誰かの税法上の扶養となっていますか？
 はい → **A**へ
 いいえ → **B**へ

29年1月から12月までに収入がありましたか？
 はい → 誰かの税法上の扶養となっていますか？
 はい → **A**へ
 いいえ → **B**へ

主な収入はなんですか？
 ・年金 → **①**へ
 ・給与(パートアルバイトを含む) → **②**へ
 ・年金・給与以外(農業、営業、不動産など) → **③**へ
 ※譲渡・配当所得がある方は **④**も確認ください。

※ **A**であっても、30年6月以降に30年度(29年中)所得証明等が必要な方は、市民税・県民税の申告が必要です。



チャート結果 ※あくまで目安で金額によってはあてはまらない場合もあります。

A 所得申告の必要はありません。
B 市民税・県民税の申告が必要です。日程は下記をご覧ください。
C 所得税の確定申告が必要な可能性があります。日程は下記をご覧ください。
D 栃木税務署申告会場である栃木商工会議所で申告です。左ページをご覧ください。

セルフメディケーション税制ってなに？ 説明会

セルフメディケーション税制(5ページ参照)が始まりました。今までの控除とどちらがおトクか考えてみませんか。確定申告書の書き方もバッチリお教えします。
 ※栃木税務署職員がわかりやすく説明します

期日	1月23日(火)・24日(水)	
場所	市役所本庁舎3階 正庁	
時間	10時～11時30分	13時30分～15時
対象	公的年金受給者	給与所得者

所得税還付申告相談会

医療費控除の申告書を作成し提出できるほか、会場内のパソコンを利用して自分で申告書を作成することができます。

期日	2月1日(木)・2日(金)	
場所	市役所本庁舎4階 401会議室	
時間	9時～11時30分・13時30分～16時	
対象	公的年金受給者で、年金から所得税が源泉徴収されていて医療費控除を申告する方 給与所得者(29年中の勤務先1か所)で、29年中に退職した方、または年末調整済で医療費控除を申告する方 5ページの「申告に必要なもの」をお持ちください。	

※確定申告書控に税務署の収受印が必要な方は、税務署会場で申告をしてください。
 ※1月17日(水)までに事前電話予約(21-2267)した方を優先します。(予約はなくても可)

市民税・県民税申告相談受付日程

期日	栃木地域		大平地域		藤岡地域		都賀地域		西方地域		岩舟地域	
	会場	9時～11時30分 13時30分～16時	会場	9時～11時30分 13時30分～16時	会場	9時～11時30分 13時30分～16時	会場	9時～11時30分 13時30分～16時	会場	9時～11時30分 13時30分～16時	会場	9時～11時30分 13時30分～16時
2月15日(木)	葦原公民館	尻内、梅沢、出流、大久保、鍋山、星野(2/16受付は15時まで)	新(3)	新(4)	栃木市全域	下新田、宿	真名子公民館	根子屋、水木	五十畑、中ノ島、鶴巻、和泉日立			
16日(金)	葦原公民館	大宮、平柳2・3、今泉、仲仕上、藤田、久保田、宮田、高谷、樋口(2/22受付は15時まで)	新(2)	新(1)、榎本(荒)	部屋	新名地、本郷、中妻中の内	真名子公民館	岡、男丸、小沼、小沼北	和泉(1・2・3)			
19日(月)	栗原公民館	皆川城内、岩出、泉川、柏倉、小野口、志島、大皆川、新井(2/26受付は15時まで)	新(1)	榎本(旭)、伯仲(北、南、西)	新波	中新田	真上、向宿、反町(受付15:00まで)	静和駅前1、古橋(北南)	静和駅前2、林中原、赤羽根、学校前			
20日(火)	栗原公民館	吹上、木野地、野中、宮、大森、仲方、細堀、川原田、千塚、梓(2/28受付は15時まで)	新(2)	榎本(旭)、伯仲(北、南、西)	石川、帯刀、緑川	橋本	田谷、居林	静和駅前1、古橋(北南)	静和駅前2、林中原、赤羽根、学校前			
21日(水)	大宮公民館	大宮、平柳2・3、今泉、仲仕上、藤田、久保田、宮田、高谷、樋口(2/22受付は15時まで)	新(1)	榎本(旭)、伯仲(北、南、西)	蛭沼	上新田、中荒井	下宿北、下宿南	栃木市全域	赤塚、岸内、三ツ谷、鯉ヶ島、芝宮			
22日(木)	皆川公民館	皆川城内、岩出、泉川、柏倉、小野口、志島、大皆川、新井(2/26受付は15時まで)	新(2)	榎本(旭)、伯仲(北、南、西)	西前原、富吉、中根	鷲宮、桜本	和久井、金井北、原、神塚	赤塚、岸内、三ツ谷、鯉ヶ島、芝宮	水掛、いすゞ、三八五、向、曲新田、本郷、上サ			
23日(金)	皆川公民館	吹上、木野地、野中、宮、大森、仲方、細堀、川原田、千塚、梓(2/28受付は15時まで)	新(1)	榎本(旭)、伯仲(北、南、西)	栃木市全域	栃木市全域	弥八内、薬師堂、金井東	五斗内、新区、鷲巢山/辰(東西)	馬宿東、馬宿西			
26日(月)	吹上公民館	吹上、木野地、野中、宮、大森、仲方、細堀、川原田、千塚、梓(2/28受付は15時まで)	新(2)	榎本(旭)、伯仲(北、南、西)	赤麻(1区・3区)	合戦場(1～250番地)	金井新田、西金井	馬宿東、馬宿西	下宿(東西中東六反)、宿上(東西)、茂日本郷(東西)			
27日(火)	吹上公民館	吹上、木野地、野中、宮、大森、仲方、細堀、川原田、千塚、梓(2/28受付は15時まで)	新(1)	榎本(旭)、伯仲(北、南、西)	赤麻(2区・4区)	合戦場(251～650番地)	古宿、峰、元中部	馬宿東、馬宿西	下津原(原・手洗窪・下・中央・中央)			
28日(水)	吹上公民館	吹上、木野地、野中、宮、大森、仲方、細堀、川原田、千塚、梓(2/28受付は15時まで)	新(2)	榎本(旭)、伯仲(北、南、西)	大前(5区・7区)	合戦場(651番地～)	柴西、柴中、柴南	馬宿東、馬宿西	下津原(原・手洗窪・下・中央・中央)			
3月1日(木)	市役所本庁舎	万、倭、旭、泉、室、昭和	新(1)	榎本(旭)、伯仲(北、南、西)	大前(6区)	合戦場(651番地～)	小倉山下、宿裏町	栃木市全域	下津原(原・手洗窪・下・中央・中央)			
2日(金)	市役所本庁舎	城内1、河合、神田、本	新(2)	榎本(旭)、伯仲(北、南、西)	栃木市全域	合戦場(651番地～)	大沢田、中宿	栃木市全域	下津原(原・手洗窪・下・中央・中央)			
5日(月)	市役所本庁舎	城内2	新(1)	榎本(旭)、伯仲(北、南、西)	甲	合戦場(651番地～)	木の宮西、木の宮東	栃木市全域	下津原(原・手洗窪・下・中央・中央)			
6日(火)	市役所本庁舎	日/出、湊、富士見、祝、小平	新(2)	榎本(旭)、伯仲(北、南、西)	甲、都賀	合戦場(651番地～)	栄町、金崎南、上組南	栃木市全域	下津原(原・手洗窪・下・中央・中央)			
7日(水)	市役所本庁舎	沼和田、境	新(1)	榎本(旭)、伯仲(北、南、西)	都賀	合戦場(651番地～)	上組東、上組北	栃木市全域	下津原(原・手洗窪・下・中央・中央)			
8日(木)	市役所本庁舎	片柳1・2・3	新(2)	榎本(旭)、伯仲(北、南、西)	大田和、太田	合戦場(651番地～)	木の西、木の北	栃木市全域	下津原(原・手洗窪・下・中央・中央)			
9日(金)	市役所本庁舎	片柳4・5、平井	新(1)	榎本(旭)、伯仲(北、南、西)	栃木市全域	合戦場(651番地～)	大橋、深沢	栃木市全域	下津原(原・手洗窪・下・中央・中央)			
12日(月)	市役所本庁舎	藪部1・2・3	新(2)	榎本(旭)、伯仲(北、南、西)	荒立、荒立北、向山、山合、通山合、堤外、底谷	合戦場(651番地～)	富張	栃木市全域	下津原(原・手洗窪・下・中央・中央)			
13日(火)	市役所本庁舎	藪部4、入舟、柳橋、錦、嘉右衛門	新(1)	榎本(旭)、伯仲(北、南、西)	上町、東原、内町、下町、鹿島	合戦場(651番地～)	栃木市全域	栃木市全域	下津原(原・手洗窪・下・中央・中央)			
14日(水)	市役所本庁舎	箱森	新(2)	榎本(旭)、伯仲(北、南、西)	仲町、新町、羽黒、城南、釜場、高岡、向高岡	合戦場(651番地～)	栃木市全域	栃木市全域	下津原(原・手洗窪・下・中央・中央)			
15日(木)	市役所本庁舎	大、平柳1	新(1)	榎本(旭)、伯仲(北、南、西)	城山、南山、小出山、原、篠山、下宮	合戦場(651番地～)	栃木市全域	栃木市全域	下津原(原・手洗窪・下・中央・中央)			
申告時間延長日 16時～18時30分	3月7日(水)・8日(木)		2月21日(水)	2月22日(木)	2月27日(火)	2月23日(金)	2月20日(火)					

ポイント

- ※申告受付期間中の会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。混雑緩和のためにも申告書は自分で作成してきましょう。
- ※対象地域に(受付は15時まで)とある会場は、会場移動のためです。ご協力ください。
- ※申告会場開設のため市役所内市民税課窓口・各総合支所窓口では申告受付を行いませんのでご了承ください。
- ※市民税・県民税申告書は郵送でも提出ができます。必要事項を記入し、源泉徴収票や控除証明書等を同封して 〒328-8686 (住所不要) 栃木市役所市民税課 に送付ください。市民税・県民税申告書や手引きは市民税課窓口や市ホームページからダウンロードしたものをご利用ください。